

## 中間前金払制度導入に係る契約規則・約款の改正例（遊佐町）

### ○遊佐町契約に関する規則

（平成22年4月1日改定（下線））

#### （前金払）

第6条 政令第163条に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事に要する経費については、当該経費の100分の40を超えない範囲内において、前金払いをすることができる。

（平14規則7・一部改正）

2 保証事業会社の保証に係る請負代金の額が1,000万円以上の工事については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合は、当該経費の10分の2を超えない範囲内において、前項の前金払に追加して前金払をすることができる。

(1)工期の2分の1を経過していること。

(2)工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3)既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

様式第13号の次に、次の3様式を加える。

様式第14号（中間前金払認定請求書）

様式第15号（工事履行報告書）

様式第16号（中間前金払認定調書）

### 遊佐町 建設工事請負契約約款

（平成22年4月1日改定（下線））

#### （前金払）

第36条 乙は、請負代金額が1件500万円以上の工事については、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを甲に請求することができる。

2 乙は、請負代金が1件1,000万円以上の工事については、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、次の各号に掲げる要件のすべてを満たした場合において、保証事業会社と中間前金払に関し契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の2以内の前払金の支払を甲に請求することができる。ただし、この項本文の規定により支払を請求する額と第1項の規定による請求により支払を受けた前払金額との合計額は、請負代金額の10分の6を超えることができない。

(1)工期の2分の1を経過していること。

(2)工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3)既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額2分の1以上の額に相当するものであること。

3 乙は、前項の中間前金払の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、中間前金払認定請求書（様式第14号）に工事履行報告書（様式第15号）を添えて甲又は甲の指定する者に提出し、中間前金払に関する認定を受けなければならない。この場合において、甲又は甲の指定する者は、乙の請求があったときは、その日から起算して原則7日以内に、当該認定を行うかどうかを判断し、及び当該認定を行うときは中間前金払認定調書（様式第16号）により乙に通知しなければならない。

4 甲は、第1項または第2項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。

5 乙は、請負代金額が増額された場合（増額する額が請負代金額の10分の4を超える場合に限る。）においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第2項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

6 乙は、請負代金額が減額された場合（受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第2項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の7）を超える場合に限る。）においては、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第39条又は第40条の規定による支払いをしようとするときは、甲は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合においては、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、乙は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、乙は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第2項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の7）の額を差し引いた額を返還しなければならない。

8 甲は、乙が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。